

令和8年3月23日
筑前あさくら農業協同組合

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

筑前あさくら農業協同組合は、全ての職員に対して、職業生活と子育ての両立を支援することにより、各人の能力を十分に発揮し、長期間継続して働くことができる職場環境を構築するため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日 ～ 令和10年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：男性労働者の育児休業等取得率を10%以上にする。

- ・令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）において
育児休業等を取得した男性労働者は0名である。

【取組内容・実施時期】

- ・全事業所・全職員に対して、育児休業等の制度について周知を図り、性別や役職等を問わず利用を促進する。（通年）
- ・育児休業等の制度の利用が、各事業所における業務負担の増加や職場の雰囲気・人間関係の悪化につながることを避けるため、組織全体として制度を利用しやすい環境の整備に取り組む。（通年）

目標2：法定時間外労働を全体で10%削減する。

- ・令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）において
全職員の法定時間外労働は、一人当たり月平均2.1時間である。
- ・特定の時期・部署・労働者に偏って発生している。

【取組内容・実施時期】

- ・全ての事業所・部署における毎月の法定時間外労働を把握・管理し、特に多い部署に対して指導を行うとともに問題点の解決を目指す。（通年）
- ・休職者や退職者が発生した際は、当該部署だけでなく関連部署も含めて人員配置・業務分担を見直すなど、その都度適切に対応する。（通年）